

## 様式2

### 点検評価表(県出資25%未満の財団法人等)

#### 1 団体の概要

(令和6年4月1日現在)

団体名	一般財団法人静岡県生活科学検査センター		
所在地	焼津市塩津1番地の1	設立年月日	昭和47年9月12日
代表者	理事長 石川 幸伸	県所管課	健康福祉部薬事課
設立目的(定款)	生活環境の保全及び保健衛生の保持に関し必要な検査、調査及び研究並びに啓発を行い、公衆衛生の向上に寄与する。		
設立に係る根拠法令等	民法第34条(明治29年4月27日法律第89号)一般社団法人及び一般財団法人に関する法律		
団体ホームページ	<a href="https://www.shizuokaseikaken.or.jp/">https://www.shizuokaseikaken.or.jp/</a>		

出資者	出資額(千円)	比率(%)
静岡県	4,000	1.9
公益社団法人静岡県薬剤師会	8,000	3.8
その他	197,653	94.3
基本財産(資本金) 計	209,653	100.0

役職員の状況(人)			
常勤役員	2	常勤職員	180
うち県OB	1	うち県OB	2
うち県派遣	0	うち県派遣	0
非常勤役員	6	非常勤職員	0
役員計	8	職員計	180

#### 2 行政施策との関係

##### (1)団体活動に關係する行政施策の目的

(静岡県浄化槽取扱指導要領より抜粋)

###### 第1 目的

浄化槽法、建築基準法及び静岡県浄化槽保守点検業者登録条例に定めるもののほか、静岡県浄化槽取扱指導要領により、適正な浄化槽の設置、維持管理に努め、公共用水域の水質及び生活環境の保全並びに公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

##### (2)上記を代替・補完する団体活動の概要

静岡県の指定検査機関として浄化槽法第7条及び第11条に係る浄化槽法定期検査を静岡県内で実施し、浄化槽の設備状況や維持管理が適切に行われているか、また浄化槽排水の水質が適切かを検査することにより、公共用水域の水質及び生活環境の保全並びに公衆衛生の向上に寄与している。

### 3 これまでの改革の取組

令和3年度	・榛南地区及び中東遠地区的浄化槽法定検査件数の増加に伴い、検査体制の強化を図るため、島田市金谷に島田検査所を開設した。 ・SDGs推進委員会を立ち上げ、事業とSDGsの17の目標との紐づけを行い、数値目標を設置し持続可能な社会の実現に寄与していくこととした。
令和4年度	・浄化槽法定検査業務の効率化を図るため、タブレット端末を活用した新たな検査システムを導入した。 ・全国的なヘリウムガスの供給不足に対応するため、ヘリウムガスを多く使用するガスクロマトグラフについて、代替ガスとなる水素ガスに対応したものに切り替えて、検査の妥当性が確保された項目から、順次、受託を開始した。
令和5年度	・SDGsの達成に向け、17の目標に対する当財団の取組や数値目標を定め、持続可能な社会の実現に寄与していく。このうち、目標7「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」において、カーボンニュートラルの実現に向けた取組を展開していく。 将来的にEV(電気自動車)化に向けた環境整備を図るために、モデル事業を検討し、EVを導入した場合の効果検証を進める。 使用電力については、各種事業の省エネルギー化を進め、購入電力については、再生エネルギー率を考慮し選択していくよう努める。
令和6年度 (6月時点)	浄化槽法定検査タブレットシステムについては、更なる業務の効率化と検査の標準化を図るため、隨時見直しを行い、システムの改善を図っていく。 また、多くの個人情報を取り扱っていることから、個人情報管理やサイバーセキュリティ対策を強化していく。 検査件数の増加に伴い増大した業務に対応するために、封入封緘機やラベルプリンター等を導入し、業務の自動化を図っていく。

#### 4 実施事業

( 単位:千円 / R5以前は決算額、R6は予算額 )

事業名	法定検査事業		事業区分	自主事業
	R3	R4		
	1,396,166	1,463,240	1,554,524	1,642,535
事業概要	公衆衛生、環境衛生の向上に必要な試験検査を行う。 ・水質検査(水道法第20条に基づく水質検査) ・環境科学検査(環境水、排水等の計量証明に関する検査等) ・食品検査(食品工場等からの食品に関する細菌検査等) ・温泉分析検査(温泉法に基づく成分分析検査) ・医薬品検査(医薬品医療機器等法に基づき製薬企業が実施する定量検査等) ・簡易専用水道検査(水道法第34条に基づく簡易専用水道及び小規模貯水槽水道等の検査) ・浄化槽検査(浄化槽法第7条及び第11条に基づく検査)			
実績等	令和5年度実績 水質検査:14,136件、環境科学検査:2,210件、食品検査:4,078件、温泉分析検査:50件、 医薬品検査:2,095件、簡易専用水道検査:4,353件、浄化槽検査:176,673件			

事業名	公衆衛生に関する講座事業		事業区分	自主事業
	R3	R4		
	5,712	3,481	3,812	4,354
事業概要	医薬品や化粧品の品質管理に関する研修会及び生活排水や浄化槽に関する講座を年4回開催する。 ●対象者 医薬品:製薬企業及び化粧品企業等の品質管理担当者 浄化槽:浄化槽設置者及び生活環境に興味のある方 ●募集人員 それぞれ100名程度 ●内容 医薬品:医薬品の分析や品質管理等に関すること(年1回) 浄化槽:浄化槽の機能や生活排水等に関すること(年3回)			
実績等	令和5年度は次のとおり、「医薬品・化粧品等品質管理研修会」を1回、「静岡県浄化槽研修会」を3回計画しました。 各研修会の詳細については以下のとおりです。 (1)「医薬品・化粧品等品質管理研修会」(計画) 日時:令和5年10月5日(木)13:15~15:45 場所:藤枝検査所 オンライン開催 講師:日本医薬品原薬工業会GMP委員会副委員長:住友化学(株)健康・農業関連事業品質保証室 藤浪 道彦 氏 内容:原薬の特性と製造管理・品質管理 講師:小山ファーマコンサルティング代表、日本PDA製薬学会代議員、 特定非営利活動法人 医薬品・食品品質保証支援センター(NPO-QAセンター) 顧問 小山 靖人 氏 内容:医薬品品質システムにもとづく医薬品の品質保証～製品品質の照査や市販後の安定性試験 など、品質のモニタリングシステムに着目して 参加人数:66社154名(回線数) 評価等:講演内容への関心が高く、初のウェビナー形式でも質疑応答が活発に行われ、好評だった。  (2)「静岡県浄化槽研修会」 1. 日時:令和5年6月30日(金)13:15~14:00 場所:加藤学園 晓秀初等学校 講師:常葉大学 社会環境学部 准教授 山田建太 氏 内容:水の循環と浄化槽について学ぼう 参加人数:加藤学園 晓秀初等学校4年生 39名 評価等:身近な水環境と浄化槽の重要性を体感し、学びを得ることができたと好評だった。  2. 日時:令和5年9月15日(金)10:50~12:40 場所:静岡県立静岡農業高等学校 講師:常葉大学名誉教授 小川 浩 氏 内容:農業と水環境 参加人数:環境科学科土木系列2年生 25名 評価等:講義内容が分かりやすく、環境問題に以前より興味が湧いたと好評だった。  3. 日時:令和5年10月2日(月)13:15~15:15 場所:静岡県立田方農業高等学校 講師:常葉大学 社会環境学部 准教授 山田建太 氏 内容:水環境と浄化槽講座 参加人数:生産科学科2・3年生 44名 評価等:講義内容が分かりやすく、環境問題に以前より興味が湧いたと好評だった。			

## 5 点検評価(県所管課記載)

点検項目	県所管課意見										
① 県の出資の必要性が、現在の社会経済環境において認められるか	設立当初は、水道法や医薬品医療機器等法(旧薬事法)等、諸法令に基づく指定検査機関として法定検査を一手に担ってきたが、規制緩和による民間参入や制度改正により、現在は、指定検査機関としては浄化槽法に基づく検査が唯一となっている。しかしながら、現在も諸法令に基づく法定検査を行っており、県の関与は引き続き必要である。										
② 県からの補助金、委託金等の支出について、必要性、有効性が認められるか	該当なし										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>R3決算</th><th>R4決算</th><th>R5決算</th><th>R6予算</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県支出額(千円)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>		R3決算	R4決算	R5決算	R6予算	県支出額(千円)				
	R3決算	R4決算	R5決算	R6予算							
県支出額(千円)											
③ 県からの職員派遣について、必要性、有効性が認められるか	該当なし										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>R3.4.1</th><th>R4.4.1</th><th>R5.4.1</th><th>R6.4.1</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県派遣職員(人)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>		R3.4.1	R4.4.1	R5.4.1	R6.4.1	県派遣職員(人)				
	R3.4.1	R4.4.1	R5.4.1	R6.4.1							
県派遣職員(人)											

## 6 経営上の課題・改善に向けた取組の方向性

・公益目的支出計画において、事業終了予定年度を令和226年度としており、計画的に事業を実施していく必要がある。
---